

岐阜市産業廃棄物不法投棄問題に係る情報公開検討委員会要綱

平成16年6月25日決裁

平成18年3月31日改正

平成19年4月 1日改正

平成20年3月31日改正

(設置)

第1条 岐阜市椿洞地内において発生した産業廃棄物不法投棄事案（以下「事案」という。）に関する岐阜市情報公開条例に係る情報公開基準を整備する等のため、岐阜市産業廃棄物不法投棄問題に係る情報公開検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事案に係る情報公開基準に関すること。
- (2) 事案に係る情報公開請求に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が事案の情報公開に関して必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 成原副市長
- (2) 企画部長
- (3) 財政部長
- (4) 行政部長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、成原副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、調査及び検討のため必要があると認めるときは、関係部職員等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。